

北海道告示第11607号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年12月20日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第3016号	副産石灰肥料	46.0 副産石灰肥料	アルカリ分 46.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目13番10号	令和12年1月22日
北海道第3017号	副産石灰肥料	46.0 副産石灰肥料	アルカリ分 46.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿156番地1	令和12年1月22日